

日 薬 業 発 第 383 号

平成 27 年 3 月 18 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 山 本 信 夫

### 薬剤師員数の点検について

標記について、厚生労働省医薬食品局総務課長および同監視指導・麻薬対策課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

薬歴の記載状況に関する自主点検の実施につきましては、平成 27 年 2 月 23 日付け日薬業発第 366 号にてお願いしているところですが、今般、薬局および薬剤師に対し、医薬品医療機器等法および薬剤師法等の関係法令に定められる規定を遵守して適切に業務を行うことについて、改めて周知徹底するよう依頼がありました。

また、これに合わせて都道府県では、薬局から届出されている情報に基づいて、①「前年における総取扱処方箋数」を「前年において業務を行った日数」で除して得た数（1 日平均取扱処方箋数）を 40 で除した数と②「薬局の薬剤師数」を確認し、薬剤師員数が不足していないことを点検した上で、平成 27 年 4 月末日までに厚生労働省へ報告を行うとのことです。

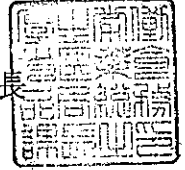
つきましては、取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

02

薬食総発 0310 第 5 号  
薬食監麻発 0310 第 10 号  
平成 27 年 3 月 10 日

公益社団法人日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



#### 薬剤師員数の点検について

日頃より薬事行政に対してご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、一部の薬局において、薬歴管理が不十分なままで調剤報酬を請求するという不正事案が明らかになりました。これらの薬局では、必要な薬剤師を配置していなかった可能性も示唆されています。このような事態は、薬局・薬剤師の業務に対する信頼を失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

薬局、薬剤師は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 3 号。以下「体制省令」という。）その他関係法令に定める規定を遵守し、医薬品の適正な供給及び使用に資することが法令上の義務であります。これらの規定を遵守し、適切に業務を行うよう、改めて貴会会員薬局への周知徹底をお願いいたします。

また、別添写しのとおり都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛てに通知しましたことを申し添えます。



(別添)

薬食総発 0310 第 4 号  
薬食監麻発 0310 第 9 号  
平成 27 年 3 月 10 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長  
( 公 印 省 略 )

#### 薬剤師員数の点検について

日頃より薬事行政に対してご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、一部の薬局において、薬歴管理が不十分なままで調剤報酬を請求するという不正事案が明らかになりました。これらの薬局では、必要な薬剤師を配置していなかった可能性も示唆されています。このような事態は、薬局・薬剤師の業務に対する信頼を失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

薬局、薬剤師は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号)、薬剤師法 (昭和 35 年法律第 146 号)、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令 (昭和 39 年厚生省令第 3 号。以下「体制省令」という。) その他関係法令に定める規定を遵守し、医薬品の適正な供給及び使用に資することが法令上の義務であります。これらの規定を遵守し、適切に業務を行うよう、改めて貴管下薬局への指導の徹底をお願いいたします。

また、貴管下薬局について、下記により点検をお願いいたします。

## 記

### 1. 対象

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下「施行令」という。）第2条及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。）第17条の規定により、前年における総取扱処方箋数の届出が必要な薬局

### 2. 点検項目

以下に示す(B)が、(A)以上であることを確認する。

(A) 施行令第2条により届出された「前年における総取扱処方箋数」を「前年において業務を行った日数」で除して得た数（1日平均取扱処方箋数）を40で除した数

(B) 施行規則別表第一の第二の二（1）に規定する「薬局の薬剤師数」  
なお、(B)については、各都道府県において別紙様式1を用いて一覧を作成し、4月15日（水）までに保健所設置市及び特別区に情報提供すること。ただし、保健所設置市及び特別区において、(B)を把握している場合は、この限りではない。

### 3. 員数不足が疑われる薬局に対する指導

体制省令第1条第1項第2号の規定により、調剤に従事する薬剤師の員数は、1日平均取扱処方箋数を40で除して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その端数は1とする。）以上とされている。

特に、小数第一位まで(A)を算出した場合に、(B)が(A)よりも1以上小さい薬局については、薬剤師員数が大幅に足りないことが疑われるため、速やかに立入調査等を行い、薬剤師員数が不足していることが確認されたときは速やかに改善を指導すること。

なお、(B)が(A)を下回った薬局については、来年度の一斉監視指導で重点的に確認を行う等の必要な措置をとることとする。

### 4. 点検及び指導結果の報告

点検及び指導結果は、別紙様式2により各都道府県、保健所設置市及び特別区から監視指導・麻薬対策課あて、4月30日（木）までに報告すること。

なお、員数不足により改善を指導した薬局であって、別紙様式2による報告以降に改善されたものについては、逐次、監視指導・麻薬対策課まで報告されたい。



都道府県、保健所設置市、特別区名	
平成27年3月31日時点の薬局数	

点検した薬局数	
(B) ≥ (A)であった薬局	
(B) < (A)であった薬局	
小数第一位まで(A)を算出した場合に、(B)が(A)よりも1以上小さい薬局	

- (A) 施行令第2条により届出された「前年における総取扱処方箋数」を「前年において業務を行った日数」で除して得た数(1日平均取扱処方箋数)を40で除した数  
(B) 施行規則別表第一の第二の二(1)に規定する「薬局の薬剤師数」

小数第一位まで(A)を算出した場合に、(B)が(A)よりも1以上小さい薬局については、以下を記入

↓ 小数第一位まで  
↓ 小数点以下切り下げ

	①薬局の名称	②薬局の所在地	(A)	(B)	③調査の結果、薬剤師員数の不足が確認された:1 確認されなかった:0	④調査によって確認できた薬剤師員数 (小数第一位まで)	⑤薬剤師員数の不足が確認された場合(③が1の場合)、とった措置
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							